

◎新潟県告示第16号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和4年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15011	登録年月日	平成15年7月11日				
登録検査機関の名称	有限会社 新潟米チェックサービス						
代表者氏名	代表取締役 五十嵐 康之						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市東区卸新町一丁目842番地27						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	小柳 一弘	玄 米	K152021001				
備 考	略称『(有)新潟米チェックサービス』 令和4年1月7日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計18名。						